

定期巡回・随時対応型訪問介護看護にかかる重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所の名称	ふくおか福祉サービス協会 定巡東部
事業所の所在地	福岡市博多区東光二丁目8番17号 古門ビル
電話番号	092-409-2188
FAX番号	092-431-3000
事業所番号	4090900459
サービス提供地域	福岡市博多区堅粕小学校区及び東光小学校区並びに近郊の地域
営業日	365日
サービス提供時間	24時間
受付時間 ※新たな利用申込の相談や事務等の窓口開設時間	月曜日～金曜日 9:00～18:00 ※お盆(8月13日～15日) 年末年始(12月30日～翌1月3日)を除く。

2. 事業所の職員体制・職務の内容

職種	職務の内容	職員数	資格
管理者	職員、業務の一元的管理・法令遵守の指揮命令	1人(常勤兼務)	
計画作成 責任者	定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画作成・利用調整・サービス内容の管理	1人以上 (常勤兼務)	介護支援専門員、 介護福祉士等
オペレーター	利用者、家族等からの通報の随時受け付け、適切な対応 利用者又はその家族等に対して、適切な相談及び助言	1人以上 (常勤兼務・非常勤兼務)	介護福祉士等
訪問介護員	定期巡回サービス: 定期的な巡回による日常生活上の世話などのサービス提供 随時訪問サービス: 通報による日常生活上の世話などのサービス提供	1人以上 (常勤兼務・非常勤兼務)	介護福祉士等

3. サービスの内容

定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成
<p>①ご利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成する。</p> <p>②作成した計画について、ご利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得る。</p> <p>③計画を作成した際には、計画書をご利用者に交付する。</p> <p>④作成に当たっては、ご利用者の状態に応じた多様なサービスの提供に努め、さらに作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の変更を行う。</p>
提供するサービス
<p>①定期巡回サービス: 訪問介護員等が定期的に利用者の居宅を巡回し、入浴、排せつ、食事の介護、その他日常生活上の支援を行う。</p> <p>②随時対応サービス: あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、ご利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助を行う又は訪問介護員等の訪問若しくは看護師等による対応の要否等の判断を行う。</p> <p>③随時訪問サービス: 随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話を行う。</p> <p>④訪問看護サービス: 連携先の訪問看護事業所の看護師等が、定期的又は随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づいて随時、利用者の居宅を訪問して行う療養上の世話又は必要な診療の補助を行う。</p>

【留意事項】

契約書第4条及び第5条に規定する「生命・心身・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行った」とは次のような行為をさします。

- ①身体的暴力 身体的な力を使って危害を及ぼす行為 ※回避したため危害を免れた場合も含む
(物をなげる、蹴る、たたく、つねる、ひっかく、刃物を見せる・振り回すなど)
- ②精神的暴力 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
(大声を発して威圧する、威圧的な態度で長時間話続ける、脅迫的な物言いをする、誹謗中傷するなど)
- ③セクシャルハラスメント 性的な誘いかけ・いやがらせ、好意的態度の要求
(不必要に体をさわる・裸を見せる、性的な話をする・画像を見せる、不必要な接触を求めるなど)
- ④留意事項1に記載する介護保険サービスでは提供できないサービスの提供を強要する、不当な金銭等の要求をする、不必要につきまとうなど

4. サービス提供方針

- (1)ご利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行います。
- (2)事業者自らその提供する定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価を行い、常にその改善を図ります。
- (3)定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、ご利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行います。
- (4)定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、ご利用者又はそのご家族等に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
- (5)定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行います。
- (6)常にご利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、その置かれている環境等の的確な把握に努め、ご利用者又はその家族等に対し、適切な相談及び助言を行います。
- (7)運営にあたっては、居宅介護支援事業者、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス事業者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

5. 料金等

- (1)利用料金・ご利用者負担金は **別紙1** 利用料金表をご参照ください。
- (2)その他の費用
ご利用者のお住まいで、サービスを提供するために使用します水道、ガス、電気、電話等の費用につきましては、ご利用者のご負担となります。

6. 連帯債務

保護責任者はご利用者と連帯して、本契約に基づく契約者の債務全般についての責を負っていただきます。

7. 緊急時の対応

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供にあたり、事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、ご家族等、主治医、救急機関等に連絡します。

医療機関等	医療機関名等	
	主治医等の氏名	
	連絡先	
緊急連絡先	氏名	
	連絡先	

8. 地域との連携

事業所は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会「介護・医療連携推進会議」を設置し、概ね6月に1回以上、同会議に対し提供している事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、同会議による評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。また同会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成

するとともに当該記録を公表します。

9. 個人情報

事業者は、ご利用者及びそのご家族等の個人情報について下記のとおり取扱わせていただきます。

(1) 収集及び利用する目的

当協会の定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス及びその他付随するサービス（以下、当該サービス）に関してご利用者へ、質の高いサービスを実施するために、個人情報を収集、利用させていただきます。

(2) 個人情報の範囲

〔ご利用者〕

氏名、性別、生年月日、住所、要介護等の介護保険被保険者証に記載された情報、及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に記載された情報等、ご利用者を識別できる情報（他の情報と容易に照合することができ、それによりご利用者を識別することができることとなる場合を含む）。

〔ご家族等〕

ご利用者ご家族等の氏名、続柄、住所、連絡先、介護状況など、ご利用者を識別できる情報（他の情報と容易に照合することができ、それによりご利用者を識別することができることとなる場合を含む）。

(3) 個人情報を利用する範囲

当協会は、当該サービスの遂行に際し、介護支援専門員（ケアマネジャー）や他の居宅サービス事業者との連絡調整、医療機関や行政機関との会議、及び介護保険事務等、上記1に掲げる利用目的に限って、取得した個人情報を当該業務の遂行に必要な関係組織で共同利用させていただく場合があります。その場合は、その目的、内容などの経過を記録し、適切に管理いたします。

10. 貸与物品

サービス提供に当たり、必要に応じて利用者宅に緊急通報用のケアコール機器を設置します。ケアコール機器は無償で貸与します。契約終了時に、ケアコール機器は返却して頂きます。業者から利用者宅に設置したケアコール機器が、利用者及びその関係者の過失にて破損したことが明らかなる場合、または紛失された場合は、事業者は機器の実費相当額を請求致します。

11. 相談窓口、苦情対応、虐待防止等担当者

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する相談や苦情、虐待について常設の窓口、相談担当者を設置し対応いたします。また、担当者が不在のときは、基本的な事項については誰でも対応できるようにするとともに、必ず担当者に引き継ぐようにします。

TEL 092-409-2188 FAX 092-431-3000

担当者：計画作成責任者 猿渡 真美

(2) 次の公的機関においても苦情申出等ができます。

行政サービスの 相談窓口	各区福祉・介護保険課 東 区 092-645-1069 博多区 092-419-1081
福岡県国民健康保険 団体連合会	住 所 福岡市博多区吉塚本町13番47号 電話番号 092-642-7859

12. その他の重要事項

事 項	内 容
定期巡回・随時対応型訪問介護看護員等への研修	ご利用者に満足していただけるサービスを提供するため、定期的に研修を実施します。（虐待防止、身体拘束禁止、感染症予防・まん延防止、ハラスメント防止等）
秘密の保持	サービスを提供する上で知り得たご利用者とそのご家族等の秘密や個人情報を厳守します。
損害賠償保険への加入	サービスの提供にあたって、賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償をすみやかに行うため、損害賠償保険に加入します。
業務継続計画の策定等について	感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する支援を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じます。

人権の擁護・虐待の防止について	<p>ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げる必要な措置を講じます。</p> <p>①虐待防止に関する責任者担当者は、管理者を選定しています。</p> <p>②成年後見制度の利用を支援します。</p> <p>③従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。</p> <p>④苦情解決体制を整備しています。</p> <p>虐待防止（再発防止含む）及び早期発見に組織的に取り組むため、指針を整備するとともに、虐待検討委員会を設置しています。</p>
身体拘束禁止について	<p>支援に際し、生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、ご利用者等への身体拘束はいたしません。緊急やむを得ない理由により、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びにその理由を記録します。</p>
感染症の予防及びまん延の防止について	<p>①事業所において感染症の発生、まん延防止のため、次の措置を講じます。</p> <p>②感染症の予防、まん延防止の対策を検討する委員会を実施します。</p> <p>③感染症の予防、まん延防止のための指針を整備します。</p> <p>④感染症の予防、まん延防止にかかる研修及び定期的な訓練を実施します。</p>
その他	<p>①サービス提供時での事故やトラブルを避けるため、定期巡回・随時対応型訪問介護員は、カードや証書、印鑑等の取扱いをいたしかねますのでご了承ください。（買物等に必要な少額の金銭の取扱いをいたします。）</p> <p>②職員に対する贈り物や飲食等のもてなしはご遠慮させていただきます。</p>

14. 当協会の概要

事業者の名称	社会福祉法人 ふくおか福祉サービス協会
事業者の所在地	福岡市西区内浜一丁目7番1号
代表者の役職・氏名	理事長 袈裟丸 政憲
電話番号	092-894-5000
主な事業等	居宅介護支援 訪問介護 認知症対応型共同生活介護 通所介護 特別養護老人ホーム 短期入所生活介護 福岡市地域包括支援センター

令和 年 月 日

契約の締結にあたり、上記のとおり説明しました。

(事業者) 名 称 社会福祉法人 ふくおか福祉サービス協会
所在地 福岡市西区内浜一丁目7番1号
代表者名 理事長 袈裟丸 政憲 印

契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受け、了承しました。

(ご利用者)

氏 名 _____ 印

(保護責任者)

氏 名 _____ 印

(9. 個人情報に係るご家族同意欄)

氏 名 _____ (続柄) _____ 印

【重要事項説明書】

別紙 1

(令和6年12月1日現在)

利用料金表

[基本部分]

定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅱ)

※1か月の利用料金です

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス単位	5,446 単位	9,720 単位	16,140 単位	20,417 単位	24,692 単位
料金	58,272 円	104,004 円	172,698 円	218,461 円	264,204 円

定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅲ) [夜間訪問型] ※基本夜間訪問サービス費は1か月、それ以外は1回の料金です

内容	基本夜間訪問サービス費	定期巡回サービス費	随時訪問サービス費(Ⅰ)	随時訪問サービス費(Ⅱ)
サービス単位	989 単位	372 単位	567 単位	764 単位
料金	10,582 円	3,980 円	6,066 円	8,174 円

料金は、単位数に福岡市＝地域区分5級地のため10.7円を乗じます。

介護保険の適用がある場合は、利用料金の1割または、2割、3割が利用者負担金となります。(「介護保険負担割合証」による)

[加算]

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます(裏面にも続きます)。

加算	基本単位	料金	算定要件	算定回数等	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	750 (※22)	8,025円 (※235円)	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合しているものとして市町村長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合に算定します。研修の実施、従業者の技術指導を目的とした会議の開催、定期健康診断、人員要件をどこまで満たしているかで加算区分が変わります。	いずれか一つを 1月につき (※1回につき)	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	640 (※18)	6,848円 (※192円)			
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	350 (※6)	3,745円 (※64円)			
要介護度による区分なし	総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)	1,200	(Ⅰ)(Ⅱ)共通 ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、計画作成責任者や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直しを行っている ② 地域の病院、診療所等に対し、事業所が提供するところのサービスの具体的な内容に関する情報提供を行っている (Ⅰ)のみ ③ 日常的に利用者に関わりのある地域住民等の種類に対応する体制を確保している ④ 地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っている ⑤ 以下の要件を事業所ごとの特色に応じて1つ以上実施している ・障害福祉サービス事業所等と協働し、地域において世代間の交流を行っている ・地域住民等、他事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施している ・市町村が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加している ・地域住民および利用者の住まいに関する相談に応じ、必要な支援を行っている	1月につき	
	総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)	800	8,560円		
	口腔連携強化加算	50	535円	事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を状況提供した場合に、所定単位数を算定します。	1月に1回を限度
	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100	1,070円	計画作成責任者が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成し、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づく指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行ったときに算定します。	1月につき (初回の定期巡回・随時対応型訪問介護看護が行われた日の属する月に)

要介護度による区分なし	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	2,140円	利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際、計画作成責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づく指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行ったときに算定します。	1月につき (初回の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護が行われた日の属する月以降3月の間)
	初期加算	30	321円	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用を開始した日から起算して30日以内の期間に算定します。30日を超える病完又は診療所への入院の後指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用を再び開始した場合も算定します。	1日につき
	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	90 (※3)	963円 (※32円)	(Ⅰ)(Ⅱ)共通 ①事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が二分の一以上であること ②認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、認知症の者の数が二十人未満である場合にあっては一以上、当該対象者の数が二十人以上である場合にあっては一以上に当該対象者の数が十九を超えて十又はその半数を増すごとに一を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること ③当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術研修等に係る会議を定期的に開催していること (Ⅱ)のみ ①認知症介護の指導に係る専門的な研修の修了者を一名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること ②当該事業所の介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること	1月につき (※1日につき)
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	120 (※4)	1,284円 (※42円)			
所定単位数から算定	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1月の利用料金の24.5% (基本料金+各種加算減算)	左記の単位数 × 地域区分 (10.7)	福祉・介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。キャリアパス要件・月額賃金改善要件・職歴要件等をどこまで満たしているかで加算区分が変わります。ただし、算定できるのはいずれか1つのみです。 ※(Ⅴ)については、令和3年3月31日まで算定可能	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数 (所定単位数) × 加算率
	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	1月の利用料金の22.4% (基本料金+各種加算減算)			
	介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	1月の利用料金の18.2% (基本料金+各種加算減算)			
	介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	1月の利用料金の14.5% (基本料金+各種加算減算)			
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	1月の利用料金の7.0%~22.1% (基本料金+各種加算減算)			

※は定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅲ)の場合

◇ 留意点 ◇

- ①料金は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅱ)または(Ⅲ)の単位数及び各加算(介護職員処遇改善加算を除く)と介護職員処遇改善加算の単位数を加えた合計単位数に10.7を乗じた金額(1円未満は切り捨て)となります。そのため、上記の表の金額を合計した金額と異なることがあります。
- ②介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用に対する利用料金は、全額自己負担となります。
- ③その他上記以外の事項につきましては、厚生労働省の介護報酬の告示に準ずるものとさせていただきます。
- ④介護保険法の改正にともなう利用料金等の変更につきましてはこのような別紙にて説明させていただきます。
- ⑤利用料金のお支払方法

利用料金は、サービス利用月の翌月の26日(金融機関が休日の場合は 翌営業日)に、ご指定の金融機関の口座から自動引落によりお支払いいただきます。